

# 酒類製造者のための 輸出酒類販売場の手引

平成30年7月  
税務署

## 輸出酒類販売場とは

酒類製造者が、自己の酒類の製造場において、訪日外国人旅行者等に対し販売した酒類の移出に係る酒税を免除するため、その酒類の製造場の所在地を所轄する税務署長の許可を受けた販売場のことをいいます。

この手引は、輸出酒類販売場の許可を受けるための要件、酒税の免税要件その他これらの手続に関する事項等を解説したものです。輸出酒類販売場の許可申請をお考えの方は是非ご活用ください。

### 目次

輸出酒類販売場の許可を受ける要件	2
免税販売の対象者・免除の対象酒類の範囲	3
酒類の包装方法	3
酒類の免税販売手続の流れ	4
購入記録票及び購入者誓約書のイメージ	5
販売価格の表示	6
酒税の申告方法	7
製造場とみなされた販売場の記帳義務等	8
その他の留意事項	8

# 輸出酒類販売場の許可を受ける要件

輸出酒類販売場の許可を受けるためには、許可を受けようとする輸出酒類販売場の所在地を所轄する税務署長に輸出酒類販売場許可申請書(注1)を2通提出する必要があります。輸出酒類販売場の許可を受けるためには、以下の3つの要件を全て満たす必要があります。

- ① 許可を受けようとする酒類製造者が、過去3年以内に輸出酒類販売場の許可を取り消されたことがない酒類製造者であり、輸出酒類販売場を経営することについて特に不相当と認められる事情がない者であること
- ② 許可を受けようとする酒類製造者が、酒税法第10条第3号から第5号、第7号から第8号までの規定(注2)に該当していない者であること
- ③ 許可を受けようとする場所が、消費税法に規定する輸出物品販売場(注3)の許可を受けた酒類の製造場(注4)であること

(注1) 輸出物品販売場許可申請書と輸出酒類販売場許可申請書を同時に提出する場合は、輸出物品販売場許可申請書を提出する税務署に一括して提出することができます。輸出酒類販売場許可申請書には輸出酒類販売場の見取図などの必要書類を添付して提出してください。

(注2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられたことがある場合には処せられた日から3年を経過していること等の人的要件を満たしていることが必要です。

(注3) 消費税法に規定する輸出物品販売場には、販売場を経営する事業者自身とその販売場においてのみ免税販売手続を行う「一般型輸出物品販売場」と、その販売場が所在する商店街等の特定商業施設内に免税販売手続を代理するための設備(免税手続カウンター)を設置する事業者が、免税販売手続を代理する「手続委託型輸出物品販売場」の2種類があります。詳しくは国税庁HPをご参照ください。

輸出物品販売場制度について～「消費税の免税店」を始めようとする方へ～(www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/pdf/yusyutuseido\_seido\_kani.pdf)

(注4) 酒類の製造場とは別の場所で輸出物品販売場を経営している場合であっても、当該販売場が酒類の製造場と近接している場合で、当該販売場が酒類製造者によって管理され、製造及び販売がこれらの場所で一体的に行われているときは、当該販売場と酒類の製造場は「一の酒類の製造場」とみなすこととされています。

CC1-5433

酒税

**輸出酒類販売場許可申請書**

※法人番号は、税務署提出用と通の内1通のみに記載してください。

平成 年 月 日 (住所) 〒 - - (電話番号 - - -) (フリガナ) (氏名又は名称及び代表者氏名) 申請者 税務署長殿	(住所) 〒 - - (電話番号 - - -) 記 (フリガナ) (名称)	
	消費税法施行令第18条の2第2項第1号又は第2号に規定する輸出物品販売場の許可(申請)を受けた(した)日及び消費税の納税地を所轄する税務署	許可日 平成 年 月 日 申請日 平成 年 月 日
区分	<input type="checkbox"/> 一般型輸出物品販売場 <input type="checkbox"/> 手続委託型輸出物品販売場	
税理士署名押印	(電話番号 - - -)	
※ 平成 年 月 日 税務署長 〇〇 上記の申請について、平成 年 月 日付で、租税特別措置法第87条の6第7項の許可をします。		

税務署管理簿		一覽管理	
番号簿記	輸出物品販売場の許可年月日	入力年月日	整理年月日
	年 月 日	年 月 日	年 月 日

(注) 1 この申請書は2通提出してください。  
 2 印欄は記入しないでください。  
 3 添付書類  
 ・輸出酒類販売場の見取図(敷地の状況・建物の構造)  
 ・許可を受けた輸出物品販売場許可申請書の写し(既に許可を受けている場合のみ)

酒税

**輸出酒類販売場の見取図(敷地の状況・建物の構造)**

(所在地) 東京都千代田区大手町〇丁目〇番地

道路

申請する輸出酒類販売場

# 免税販売の対象者・免除の対象酒類の範囲

## 1 免税販売の対象者

外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者に限られます（外国籍を有する方であっても、日本国内にある事務所に勤務している方や日本に入国後6か月以上経過した方は該当しません。）。

## 2 酒税の免除の対象となる酒類の範囲

以下の4つの要件を全て満たす必要があります。

- ① 輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が受けている製造免許と同一の品目であること
- ② 輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が製造した酒類<sup>(注1)</sup>であること
- ③ 消費税法第8条第1項の規定により消費税の免税の適用<sup>(注2)</sup>を受ける酒類であること
- ④ 輸出するために購入する酒類で、通常生活の用に供する酒類であること（事業用又は販売用として購入することが明らかな酒類は免税の対象となりません。）

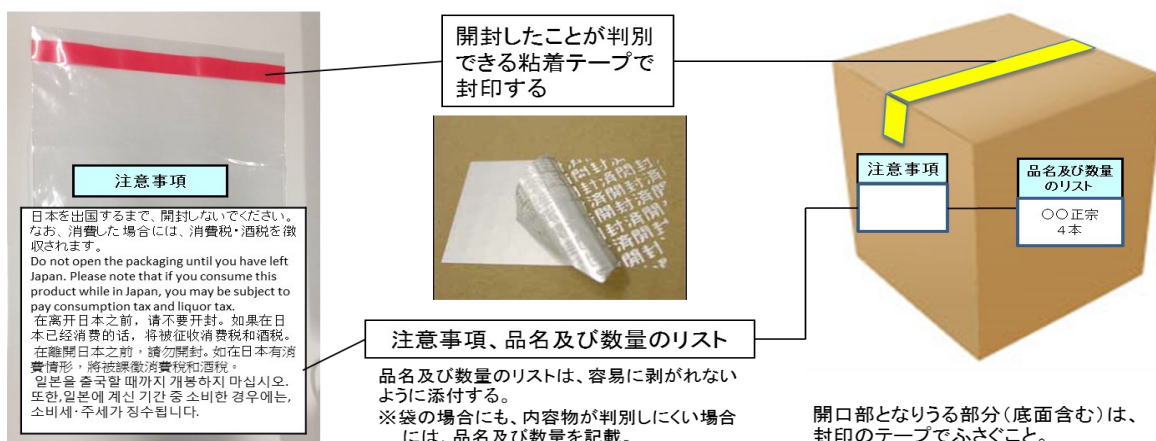
(注1) 酒類製造者が製造した酒類には、自己の他の製造場で製造した酒類及び自己の商標を付した酒類を含みます。

(注2) 訪日外国人旅行者に対する、同一日の同一販売場での取引で、酒類及び消耗品の対価の合計額が5千円以上50万円以下であることなどが要件とされています。また、平成30年7月1日以後は、酒類を含む消耗品の販売価格が5千円未満であっても、一般物品（消耗品以外のもの）との合計額が5千円以上であれば、一般物品を消耗品と同様の指定された方法により包装することで、免税販売できることとなりました。

# 酒類の包装方法

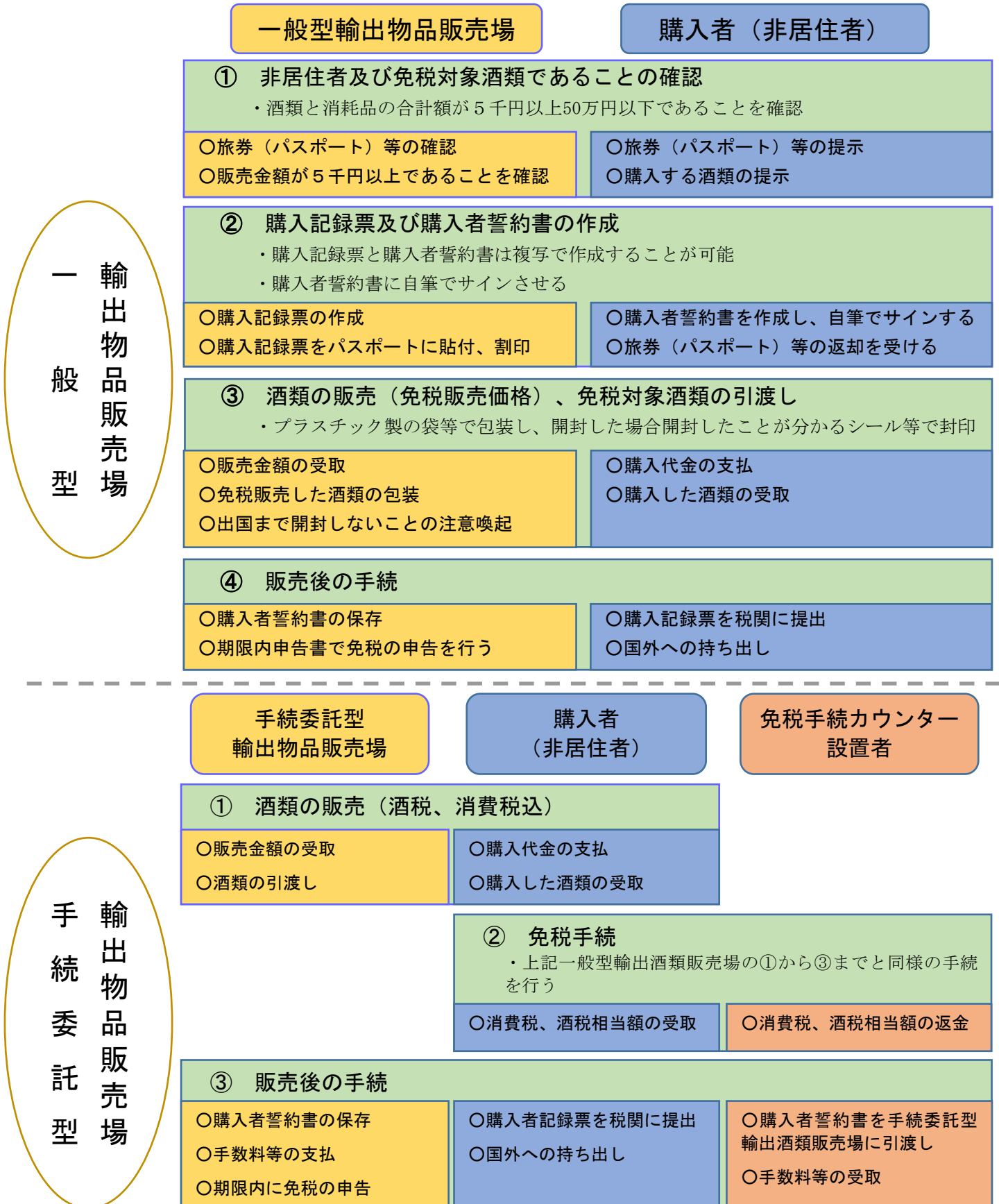
販売した酒類は、国税庁の告示で定められた方法で包装する必要があります。

- 「プラスチック製の袋」又は「ダンボール製の箱」を使用してください。
- 以下の4つの要件を全て満たす必要があります。
  - ① 包装は出国までに破損しない十分な強度を有すること
  - ② 開封した場合に開封したことが分かるシールで封印すること
  - ③ 包装の中の酒類や数量が確認できること
    - ・袋の場合には、透明又はほとんど透明であること
    - ・箱の場合には、酒類の品名ごとの数量等を記載する又は記載した書面を貼り付けること
  - ④ 包装に出国まで開封してはならないこと等を日本語及び外国語で注意喚起する文言を記載する又は記載した書面を貼り付けること



# 酒類の免税販売手続の流れ

酒類の免税販売に当たっては、消費税法に規定する輸出物品販売場の区分に応じてそれぞれ次の手続を行う必要があります。



※ 免税手続は免税手続カウンター設置者が行う。

# 購入記録票及び購入者誓約書のイメージ

輸出免税物品購入記録票 Record of Purchase of Consumption Tax-Exempt for Export																			
所轄税務署/Tax office concerned 〇〇税務署		納税地/Place for Tax Payment 東京都千代田区大手町〇丁目〇番地																	
名称/Seller's Name 株式会社 〇〇		販売場所在地/Selling Place 東京都千代田区大手町〇丁目〇番地																	
購入年月日/Date of Purchase 10月11日 2017年																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>品名/Name of Commodity</th> <th>単価/Unit Price</th> <th>税率適用区分/Tax Rate</th> <th>数量/Quantity</th> <th>販売価額/Price</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇正宗</td> <td>2,500円</td> <td>清酒 120,000</td> <td>2本 720ML×2</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">合計価額/Total amount</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table>					品名/Name of Commodity	単価/Unit Price	税率適用区分/Tax Rate	数量/Quantity	販売価額/Price	〇〇正宗	2,500円	清酒 120,000	2本 720ML×2	5,000円	合計価額/Total amount				5,000円
品名/Name of Commodity	単価/Unit Price	税率適用区分/Tax Rate	数量/Quantity	販売価額/Price															
〇〇正宗	2,500円	清酒 120,000	2本 720ML×2	5,000円															
合計価額/Total amount				5,000円															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>品名/Name of Commodity</th> <th>単価/Unit Price</th> <th>数量/Quantity</th> <th>販売価額/Price</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">合計価額/Total amount</td> </tr> </tbody> </table>					品名/Name of Commodity	単価/Unit Price	数量/Quantity	販売価額/Price	合計価額/Total amount										
品名/Name of Commodity	単価/Unit Price	数量/Quantity	販売価額/Price																
合計価額/Total amount																			

輸  
免

・購入記録票を旅券等に貼り付けて割印（おおむね横6mm、縦8mm）をすることがあります。

※ 様式は自由なため、上記に限りません。

本邦から出国する際又は居住者となる際に、その出港地を所轄する税関長又はその任所若しくは居所の所在地を所轄する税務署長に購入記録票を提出しなければならない。

When departing Japan, or if becoming a resident of Japan, you are required to submit your "Record of Purchase Card" to either the Director of Customs that has jurisdiction over your departure location or the head of the tax office that has jurisdiction over your place of residence or address.

从本国离境或成为本国居民时，必须向管辖出港地的海关署长或本任所或住所所在地所属的税关署署长提交购买记录票。

從日本出境或成為日本居民時，必須向管轄出港地的關關長或本任所或住所所在地屬的稅關署署長提交購買記錄票。

일본에서 출국할 때 또는 거주자가 될 때 그 출항지를 관할하는 세관장 또는 그 주소 혹은 거주소 지위를 관할하는 세무서장에게 구입 기록표를 제출하여야 합니다.

旅券等の種類/Passport etc.	番号/No.
PASSPORT旅券	〇〇〇〇〇〇
在留資格/Status of Residence	国籍/Nationality
短期滞在	〇〇〇
上陸年月日/Date of Landing	
10月1日2017年	
購入者氏名(活字体)/Name in Full(in block letters)	〇〇 〇〇
生年月日/Date of Birth of Purchaser	
8月13日1983年	

・購入記録票を旅券等に貼り付けて割印（おおむね横6mm、縦8mm）をすることがあります。

※ 様式は自由なため、上記に限りません。

必ず免税酒類を購入する非居住者が自筆でサインする

最終的に輸出となる物品の消費税免税購入についての購入者誓約書 Covenant of Purchaser of Consumption Tax-Exempt of Ultimate Export																			
<p>・当該消耗品を、購入した日から30日以内に輸出されるものとして購入し、日本で処分しないことを誓約します。 I certify that the goods listed as "consumable commodities" on this card were purchased by me for export from Japan within 30 days from the date and will not be disposed of within Japan.</p> <p>・当該一般物品を、日本から最終的には輸出されるものとして購入し、日本で処分しないことを誓約します。 I certify that the goods listed as "commodities except consumables" on this card were purchased by me for ultimate export from Japan and will not be disposed of within Japan.</p>																			
販売者氏名/名称/Seller's Name 株式会社 〇〇		購入年月日/Date of Purchase 10月11日 2017年																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>品名/Name of Commodity</th> <th>単価/Unit Price</th> <th>税率適用区分/Tax Rate</th> <th>数量/Quantity</th> <th>販売価額/Price</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇正宗</td> <td>2,500円</td> <td>清酒 120,000</td> <td>2本 720ML×2</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">合計価額/Total amount</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table>					品名/Name of Commodity	単価/Unit Price	税率適用区分/Tax Rate	数量/Quantity	販売価額/Price	〇〇正宗	2,500円	清酒 120,000	2本 720ML×2	5,000円	合計価額/Total amount				5,000円
品名/Name of Commodity	単価/Unit Price	税率適用区分/Tax Rate	数量/Quantity	販売価額/Price															
〇〇正宗	2,500円	清酒 120,000	2本 720ML×2	5,000円															
合計価額/Total amount				5,000円															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>品名/Name of Commodity</th> <th>単価/Unit Price</th> <th>数量/Quantity</th> <th>販売価額/Price</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">合計価額/Total amount</td> </tr> </tbody> </table>					品名/Name of Commodity	単価/Unit Price	数量/Quantity	販売価額/Price	合計価額/Total amount										
品名/Name of Commodity	単価/Unit Price	数量/Quantity	販売価額/Price																
合計価額/Total amount																			

署名  
Signature

旅券等の種類/Passport etc.	番号/No.
PASSPORT旅券	〇〇〇〇〇〇
在留資格/Status of Residence	国籍/Nationality
短期滞在	〇〇〇
上陸年月日/Date of Landing	
10月1日2017年	
購入者氏名(活字体)/Name in Full(in block letters)	〇〇 〇〇
生年月日/Date of Birth of Purchaser	
8月13日1983年	

※ 様式は自由なため、上記に限りません。また、書面ではなく、電磁的記録の提出によることができます。

- 既に消費税の輸出物品販売場の許可を受けている方で酒税の免税を受ける場合は、これまで輸出品販売場で使用していた購入記録票及び購入者誓約書の様式に税率の適用区分（品目を含む）及び当該区分ごとの数量を追記することとして差し支えありません。
- 「購入記録票」には、「本邦から出国する際に、その出港地を所轄する税関長に購入記録票を提出しなければならない旨」など、一定の事項を日本語及び外国語で記載する必要があります。また、購入者に対し交付する領収書の写し等を購入記録票等に貼り付け、割印した場合には、領収書等に記載された事項の購入記録票等への記載は省略できます。
- 免税の適用を受けるためには「購入者誓約書」を輸出酒類販売場又は製造者の消費税に係る納税地で保存しなければなりません。なお、保存期間は「輸出品（酒類）販売場を営む事業者が免税対象物品を免税で販売した日の属する消費税の課税期間の末日の翌日から2か月を経過した日から7年間」です。

# 販売価格の表示

店頭での販売価格の表示については、消費税法上、原則として総額表示となっています。

酒税額についての店頭での表示の定めはありませんが、通常価格の表示に併せて、消費税、酒税の免税適用を受けて販売する価格を表示する場合には、購入者に誤認されることがないように表示とすることが求められます。

したがって、下記の表示例のように、通常価格及び消費税・酒税免税販売価格を表示する必要があります。


(表示例)

清酒

2,793円(消費税込・酒税込)

2,500円(消費税抜・酒税抜)

を販売する場合



清酒 ●●正宗

①通常価格：2,793円(税込)

②(消費税・酒税免税販売価格：2,500円)

清酒 ●●正宗  
①通常価格：2,793円(税込)  
②(消費税・酒税免税販売価格：2,500円)

① 消費税込みの価格の表示については、消費税の原則に従う必要があります。(総額表示)

② 消費税及び酒税免税販売による場合の価格については、価格とともにその旨を明記してください。

なお、免税で販売する場合の価格について、上記は、清酒720mlに係る酒税額86円(端数切り捨て)を消費税抜きの価格から差し引いた例となっていますが、これによらず、事業者によって適切に設定することが可能です。また、対価の額が5千円以上となるかどうかの判断は②の価格の合計により行います。

(注) ギフト商品のように清酒と徳利を組み合わせ一の商品として販売している場合には、その商品の②の価格の合計が5千円以上となるかどうかで判断します。

# 酒税の申告方法

輸出酒類販売場の許可を受けた酒類製造者の方の酒税の申告方法は、以下の点が変更となります。

## ① 酒類の製造場において輸出酒類販売場の許可を受けた場合

輸出酒類販売場の許可を受けた酒類の製造場で免税販売した酒類は、その販売した日の属する月分の酒税納税申告書（期限内に限ります。）に、免税販売した酒類についての明細を記載した書類を添付することにより、酒税の免除の適用を受けることができます。

本制度の導入に伴い、「輸出免税酒類輸出明細書」の様式を変更（以下「新様式」といいます。）し、通常の輸出酒類の明細のほか、輸出酒類販売場で免税販売した酒類の明細についても、新様式に併せて記載することになります。

## ② 販売業免許を受けた酒類の販売場において輸出酒類販売場の許可を受けた場合

輸出酒類販売場の許可を受けた酒類の販売場で免税販売した酒類は、近接する酒類の製造場におけるその販売した日の属する月分の酒税納税申告書（期限内に限ります。）に、免税販売した酒類についての明細を記載した書類を添付することにより、酒税の免除の適用を受けることができます。

上記①と同様に、通常の輸出酒類の明細のほか、輸出酒類販売場である酒類の販売場で免税販売した酒類の明細についても、新様式に併せて記載することになります。

CC1-5205-8

平成 年 月 日  
平成 年 月 日分

輸出免税明細書 兼  
輸出酒類販売場における購入明細書

e-Taxのイメージ

順号	区分	酒類コード	酒類の品目別	アルコール 分別 度	数量 ML	輸出年月日 又は 販売年月日	仕向地	製造場名 輸出港の 所轄税関	輸出者又は国際第二種貨物利 用運送事業者の住所及び氏名 又は名称
1	0	110	清酒	14.0	180,000	平成 29 年 10 月 2 日	●●	●●	千代田区露が岡▲▲ ▲▲株式会社
2	0	110	清酒	14.0	2,880	平成 29 年 10 月 2 日			輸出酒類販売場
3	0	250	単式蒸留焼酎	25.0	2,880	平成 29 年 10 月 5 日			輸出酒類販売場
4	0	250	単式蒸留焼酎	25.0	1,800	平成 29 年 10 月 10 日			輸出酒類販売場
5									
6									
7									
通用									

輸出証明書

合算

購入者誓約書等

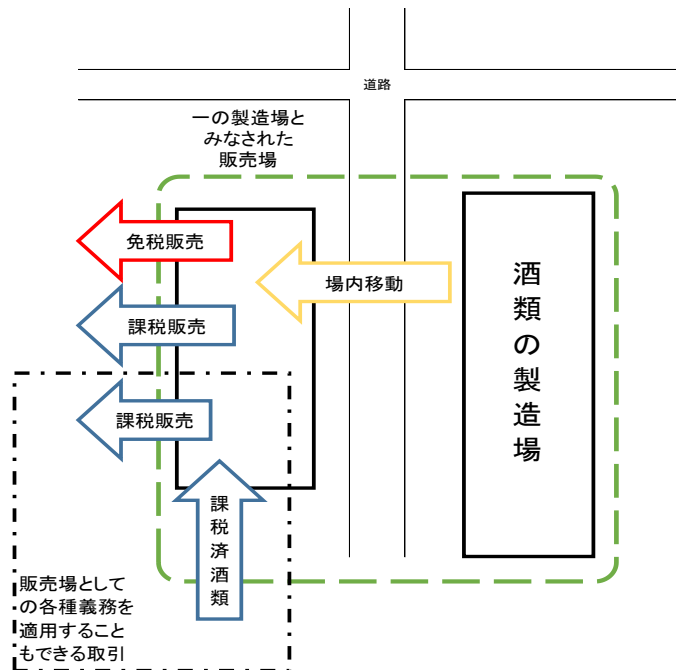
輸出酒類販売場で免税販売した  
日付を記載してください。

輸出酒類販売場で免税販売した場合には、氏名又は名称欄に輸出酒類販売場と  
記載してください。

- (注) 1 輸出酒類販売場での免税販売分は、輸出免税分に続けて販売年月日順に記載してください。  
2 e-taxでの新様式の提出については、平成29年12月から対応しています。

# 製造場とみなされた販売場の記帳義務等

一の酒類の製造場とみなされた輸出酒類販売場（酒類の販売業免許を受けた場所）では、製造場としての申告義務・記帳義務等が課されることとなります。ただし、他の酒類製造者や卸売業者から課税済みの酒類を受け入れた後、その酒類について酒税を免除して販売しないことを明らかにしている場合は、販売場としての各種義務を適用することもできます。



## その他の留意事項

### ○ 免税販売した酒類が国内で飲用された場合

免税で販売した酒類について、非居住者が国内において譲渡又は一部でも消費した場合には、購入した非居住者が、出国する際に免税購入酒類を携帯していない（輸出しない）こととなりますので、出国時に当該非居住者から、免除された消費税額及び酒税額に相当する消費税及び酒税を徴収することとなります。ただし、震災等の天災又は火災その他の人為的災害で購入した非居住者の責任によらないものに基因する災害によって、酒類を亡失してしまったときに、購入した非居住者が、輸出物品（酒類）販売場購入物品亡失証明書（承認）申請書を税関長（税務署長）に提出した場合は、消費税及び酒税は徴収されません。

### ○ 販売した酒類の返品

販売した酒類の返品があった場合には、旅券等に貼り付けた購入記録票は取り外さず、その余白に免税販売した酒類が返品された旨を記載し、返品処理した者が分かる印（社印や担当者の印など）を押印し、販売したときに作成した購入者誓約書に返品された旨を記載することで、非居住者が購入した際に免除された消費税及び酒税額に相当する消費税及び酒税を徴収されることはありません。この場合、販売した日の属する月の翌月末日までに戻し入れられた酒類について、酒類の製造場で戻入控除を受けようとしていない場合は、当初の移出及び戻入れがなかったこととし、申告時の総移出数量に含めないこととなります。

### ○ 輸出酒類販売場を移転する場合

輸出酒類販売場は、酒類の製造場ごとに許可を受ける必要がありますので、輸出酒類販売場を移転する場合には、「輸出酒類販売場廃止届出書」を移転前の輸出酒類販売場の所在地を所轄する税務署長に提出し、「輸出酒類販売場許可申請書」を移転後の輸出酒類販売場の所在地を所轄する税務署長に提出し改めて許可を受ける必要があります。

### ○ 酒類を直送する場合

免税販売した酒類を直送する場合には、送付する相手国、送付を依頼する運送業者等によって直送できない場合がありますので、事前に運送を依頼する事業者にご確認ください。

### 《観光庁ホームページの消費税免税店サイト》

観光庁では、免税店のブランド化・認知度向上を目的とした免税店シンボルマークの運用を行っています。本シンボルマークを使用している免税店は、免税店情報発信サイトに店舗情報が掲載され、外国人旅行者からの識別性の向上を図り、外国人旅行者の利便性を高めます。なお、シンボルマークの申請・使用に当たっては、観光庁ホームページに紹介しています。URL [www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/](http://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/)

